

事務連絡
令和4年1月14日

各都道府県総務部
（人事担当課、市町村担当課、区政課扱い）
各指定都市総務局
（人事担当課扱い）

御中

総務省自治行政局公務員部公務員課

「妊娠・出産・育児等と仕事の両立支援のために講じる措置」のうち令和4年4月1日施行予定の事項（非常勤職員の育児休業・介護休暇等の取得要件の緩和等）に係る条例（案）改正予定事項の送付等について（通知）

妊娠・出産・育児等と仕事の両立支援に関しては、昨年8月10日に人事院が行った「公務員人事管理に関する報告」及び「国家公務員の育児休業等に関する法律の改正についての意見の申出」の中で、国家公務員に係る「妊娠・出産・育児等と仕事の両立支援のために講じる措置」が明らかにされているところです。また、当該措置のうち非常勤職員の育児休業・介護休暇等の取得要件の緩和等に係る事項については令和4年4月1日施行予定とされているところです。

つきましては、国家公務員に係る措置の考え方について、昨年8月10日に人事院が公表した「国家公務員の育児休業等に関する法律の改正についての意見の申出の説明」の内容を抜粋し、別紙のとおり整理してお示しします。

地方公共団体の職員の勤務時間・休暇その他の勤務条件については、国家公務員の措置との権衡を踏まえることが求められている（地方公務員法第24条第4項）ところです。各地方公共団体におかれては、地方公務員法の趣旨に従い、非常勤職員の育児休業・介護休暇等の取得要件の緩和等について令和4年4月1日より適用すべく、別添1の条例（案）改正予定事項など下記にお示しする事項を参考としていただき、条例の改正など所要の措置を講じていただくようお願いいたします。

各都道府県においては、貴都道府県内の市区町村等に対しても御連絡いただくようお願いいたします。なお、本通知については地域の元気創造プラットフォームにおける調査・照会システムを通じて、各市区町村に対しても情報提供を行っていることを申し添えます。

本通知は、地方公務員法第59条（技術的助言）及び地方自治法第245条の4（技術的助言）に基づくものです。

記

- 1 非常勤職員の育児休業・介護休暇等の取得要件の緩和
非常勤職員について次に掲げる措置を講ずるため、条例の改正など所要の措置を講じ

ること。

- ① 育児休業、介護休暇、部分休業及び介護時間の取得要件のうち「引き続き在職した期間が1年以上」との要件の廃止
- ② 子の看護休暇及び短期介護休暇の「6月以上継続勤務」との要件を「6月以上の任期又は6月以上継続勤務」に緩和

なお、非常勤職員の育児休業及び部分休業の取得要件については、「職員の育児休業等に関する条例（案）」（平成4年2月13日自治能第20号）をお示ししているところであるが、別添1の条例（案）改正予定事項のとおり所要の改正を行うことを予定しているものであること（第2条第4号及び第19条第2号の改正部分参照）。

2 育児休業を取得しやすい勤務環境の整備に関する措置等

育児休業を取得しやすい勤務環境を整備するため、次に掲げる措置を講じること。

- ① 妊娠・出産等を申し出た職員に対する個別の周知・意向確認
- ② 勤務環境の整備（研修実施、相談体制整備等）
- ③ 育児休業等の取得状況の公表

なお、上記①及び②については、別添1の条例（案）改正予定事項のとおり「職員の育児休業等に関する条例（案）」について所要の改正を行うことを予定しているものであること（第23条及び第24条の新設部分参照）

また、上記①から③までの措置を講じるに当たって留意すべき点は、別添2のとおりであること。

(参考)

- 「妊娠・出産・育児等と仕事の両立支援のために講じる措置」のうち令和4年4月1日施行予定の事項（非常勤職員の育児休業・介護休暇等の取得要件の緩和等）
（「育児休業法の改正についての意見の申出のポイント」資料抜粋）

1～3 （略）

4 非常勤職員の育児休業等の取得要件緩和、配偶者出産休暇等の新設等

① 育児休業・介護休暇等の取得要件のうち、在職期間要件の廃止・緩和

②～⑤ （略）

5 育児休業を取得しやすい勤務環境の整備に関する措置等の各省各庁の長等への義務付け

① 妊娠・出産等を申し出た職員に対する個別の周知・意向確認

② 勤務環境の整備（研修実施、相談体制整備等）

③ 育児休業の取得状況の報告

(参考情報)

- 公務員人事管理に関する報告（人事院ホームページ）

https://www.jinji.go.jp/kankoku/r3/r3_top.html

※「令和3年 人事院勧告」ページ内「別紙第3 公務員人事管理に関する報告」参照

- 国家公務員の育児休業等に関する法律の改正についての意見の申出（人事院ホームページ）

<https://www.jinji.go.jp/iken/moushide.html>